

警察庁 丁保発第36号
令和7年2月26日

(公社) 日本ライフル射撃協会会長 殿

警察庁生活安全局保安課長

銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から10月まで2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催される予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。しかし、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、

- ・ 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること
- ・ 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること

はもとより、

- ・ 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故の発生や不審者発見時には、直ちに警察官に届け出ること
- ・ 開催地域等において銃砲及び火薬類を運搬する場合には、計画的に行うとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議すること

について、御協力いただきますようお願い致します。